

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例について

令和7年7月1日

沖縄県環境部自然保護課

沖縄県では、県民の動物の愛護に関する意識の高揚や、動物の虐待及び遺棄の防止、動物による人の生命等への侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止を図り、人と動物の共生する社会を実現するため、県民等の責務、愛護動物の所有者等の遵守事項、飼い主のいない猫への給餌ルール、多頭飼養の届出、特定動物の逸走時の措置等を規定した、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（以下、条例という。）を令和7年7月1日から施行しました。

1 目的（第1条）

条例の目的である、「人と動物の共生する社会の実現」のため、「県民の動物愛護精神の高揚」、「動物の虐待及び遺棄の防止」、「動物による人の生命等に対する侵害の防止、生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止」の達成に向けて、県、県民及び動物の所有者の責務等の事項を定めることを明記しています。

2 定義（第2条）

条例で使用する用語のうち、特定動物、愛護動物、飼養施設について、その定義を説明しています。

3 県、県民、動物の所有者の責務

(1) 県の責務（第3条）

県民の動物の愛護と管理についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間行事や、動物愛護管理推進計画に基づく施策などを策定し実施します。

沖縄県動物愛護管理推進計画（令和3年2月）

○ 県の役割

県には、犬及び猫の保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等の専門的な業務から、動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発、人獣共通感染症対策、災害対策等の広域的な業務を行う役割があります。

また、本計画を推進していくために、各主体との連携・協働体制の構築、地域におけるボランティア活動等の支援、人材の発掘・育成などの役割があります。

(2) 県民の責務（第4条）

県民は、動物の愛護及び管理についての理解を深め、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めてください。

沖縄県動物愛護管理推進計画（令和3年2月）

○ 県民の役割

人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、人獣共通感染症などに関する正しい知識を習得し、動物に関する地域活動への理解と支援、協力等を行うなど、積極的に行動することが、県民に期待される役割です。

また、人が動物に対して抱く感情は様々であることから、地域社会の中で相互に理解し、よりよい人間関係を築いていくよう努めなければなりません。

(3) 動物の所有者の責務（第5条）

動物の所有者は、その所有する動物の終生飼養に努めるとともに、飼養を継続することが難しくなった場合は、所有者の責任で譲渡先を探すよう努めてください。

沖縄県動物愛護管理推進計画（令和3年2月）

○ 飼い主の役割

飼い主（所有者又は占有者）には、動物愛護管理法や狂犬病予防法といった関係法令を遵守するとともに、動物の種類や習性に応じて、終生にわたり適正に飼養するという責務を果たす役割があります。

また、飼養する動物が人の生命、身体、財産に害を加え、他人に迷惑を及ぼすことがないよう、地域社会のルールを遵守することや、自ら飼養する動物が地域に受け入れられるよう主体的に行動することも、重要な役割となります。

4 動物の愛護及び管理について県が実施する施策

(1) 普及啓発等（第6条）

人と動物が共生する社会の実現のために、「動物の虐待及び遺棄の防止」、「動物の愛護」及び「動物の適正飼養」について、普及啓発に取り組みます。

(2) 返還及び譲渡の推進（第7条）

殺処分がなくなることを目指して、県で収容した動物の返還・譲渡に取り組みます。

(3) 市町村等との連携・協力等（第8条、第19条、第20条）

人と動物が共生する社会の実現のために、動物愛護管理に関する課題の解決には多様な主体との連携が必要となることから、市町村、動物愛護団体、動物愛護推進員等と連携・協力し、動物の愛護及び管理に関する施策を実施します。

沖縄県動物愛護管理推進計画（令和3年2月）

○ 市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題の解決には各地域の実情に応じた対応が求められ、状況に応じて各主体との連携が必要となります。

市町村には、生活環境を損なう不適正な飼養者や、狂犬病予防法または飼い犬条例を遵守しない飼養者への指導と、住民への動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発を行う役割があります。

○ 動物取扱業者の役割

動物取扱業者には、関係法令で定める基準等を遵守し、取り扱う動物の適正な飼養・保管等に努める責務があります。

また、動物を取り扱うプロフェッショナルとしての自覚と、自らが動物の飼養者としての責任を持ち、動物を飼おうとする人へ適切な助言を行うことにより、飼い主責任が果たされるよう啓発していくことも、動物取扱業者の重要な役割です。

さらに、各主体が行う取り組みに積極的に協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担う役割があります。

○ 獣医師会の役割

獣医師会には、行政、教育関係機関、民間団体等と連携をとりながら、地域の動物愛護活動、学校飼育動物に対する動物の健康管理や適正飼養管理等への技術的な支援や助言を行い、また、獣医師会が行う事業等を通じて、専門的な立場から、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向けてリードしていく役割があります。

○ 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等には、それぞれの地域で動物愛護活動を行っていることから、行政や関係機関等と連携、協働し、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、本計画の推進をサポートしていく役割があります。

また、独自の活動の中で、地域住民等に対する適正飼養などの動物愛護に関する助言や啓発等を関係機関と協力して行う役割があります。また自らも動物を適正に飼養し、模範的な飼養方法を普及する役割を果たす必要があると同時に、保護動物を一般家庭

に譲り渡す活動をしている団体は、新たな飼養先で適正に飼養できるかを見極める必要があります。

○ 教育機関等の役割

学校をはじめとする教育関係機関には、幼児・児童・生徒に対する動物愛護教育に努め、本計画の推進に協力していく役割があります。

○ 動物愛護推進員の役割

地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を県知事が委嘱します。動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めたり、動物の適正飼養に関する必要な助言を与える重要な役割があります。

5 所有者又は占有者の遵守事項等

(1) 愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項（第9条）

愛護動物の所有者又は占有者がその責務において、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、生活環境及び自然環境を害することがないように動物を取り扱わなければならないことから、遵守すべき事項として規定しています。

ア 愛護動物の所有者又は占有者は必ず守ってください。

- ・ 公共の場所及び他人の土地等の汚損・損壊の防止
- ・ 逸走を防止するための措置
- ・ みだりな繁殖を防止するための措置（不妊去勢手術など）
- ・ 終生飼養できる環境の確保と、適正な数での飼養

イ 上記、アに加え、犬又は猫の所有者は必ず守ってください。

- ・ 名札やマイクロチップなどの装着による所有明示措置

ウ 上記、ア、イに加え、猫の所有者又は占有者は必ず守ってください。

- ・ 生活環境や自然環境を守るだけでなく、猫の疾病を予防し、不慮の事故等から守るために施設内での飼養

※ ペットとして犬又は猫等を飼養する者は所有者、一時的に保護する者は占有者となります。

(2) 飼い主のいない猫への給餌等（第 10 条）

残された餌の残渣等による悪臭、鼠族昆虫の発生による周辺の生活環境への支障を防止するため、飼い主のいない猫への給餌・給水を行う際は容器等を用いて行い、給餌後は速やかに容器等の回収を行ってください。

県では、周辺の生活環境への配慮や住民の理解を欠いてまで行う飼い主のいない猫への給餌を推奨していません。

市町村や地域、施設において、飼い主のいない猫への給餌についてルールを定めている場合は、そのルールを優先して守ってください。

(3) 多頭飼養の届出（第 11 条及び第 12 条）

犬又は猫の健康及び安全の保持並びに犬又は猫による迷惑防止の観点から、多頭飼養に関する情報を早期に把握するための届出、及び届け出た内容に変更等があった際の届出について定めています。

犬又は猫を合計して 10 頭以上飼養している方は、多頭飼養の届出が必要になります。ただし、下記に該当する場合は届出の必要はありません。

記

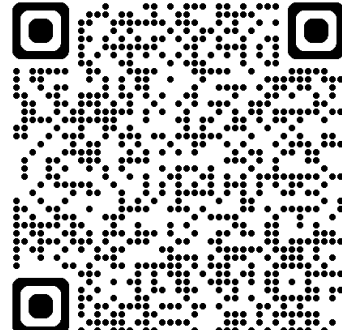
- ・ 第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者
- ・ 獣医療法第 2 条第 2 項に規定する診療施設において診療の業務を行うに当たり犬又は猫を飼養・保管する獣医師
- ・ 身体障害者補助犬法第 2 条に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養・保管する同法第 3 条第 1 項に規定する訓練事業者
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 10 条の 5 第 3 項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養・保管する者
- ・ 化製場等に関する法律第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた者
- ・ 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するために犬又は猫を飼養・保管する者
- ・ 市町村条例の規定に基づく業務に伴って犬又は猫を飼養・保管する者

電子申請による届出

多頭飼養等届出書



多頭飼養等届出変更（廃止）届出書



電子申請以外は以下の機関に届け出てください。

- ・ 沖縄本島及び周辺離島
沖縄県動物愛護管理センター：098-945-3043
- ・ 宮古島市、多良間村
沖縄県宮古保健所 生活環境班：0980-72-3501
- ・ 石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県八重山保健所 生活環境班：0980-82-3243

(4) 特定動物の逸走時の措置（第 13 条）

特定動物が逸走した場合には、正確な情報を速やかに収集し県民の皆様に対し注意喚起等を行う必要があることから、特定動物の所有者又は占有者による県への通報を義務としています。

また、所有者又は占有者は、逸走した特定動物の捕獲、周辺の地域への住民への周知など、人の生命等への侵害を防止するために必要な措置をとる必要があります。

通報先

- ・ 沖縄本島及び周辺離島
沖縄県動物愛護管理センター：098-945-3043
- ・ 宮古島市、多良間村
沖縄県宮古保健所 生活環境班：0980-72-3501
- ・ 石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県八重山保健所 生活環境班：0980-82-3243

(5) 事故が発生したときの措置及び届出（第 14 条）

特定動物が人の生命等への危害を加えた場合には、特定動物の所有者又は占有者は、被害の拡大を防止するための措置を講じ、県知事に対し、事故の状況、講じた措置の内容などを直ちに届け出る必要があります。

届出先

- ・ 沖縄本島及び周辺離島
沖縄県動物愛護管理センター：098-945-3043
- ・ 宮古島市、多良間村
沖縄県宮古保健所 生活環境班：0980-72-3501
- ・ 石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県八重山保健所 生活環境班：0980-82-3243

6 指導助言、報告徴収（第 15 条、第 16 条）

次の事項に対し、県が条例に基づく指導助言、報告徴収を行うことを規定しています。

- (1) 動物の所有者等の遵守事項（第 9 条）
- (2) 飼い主のいない猫への給餌等（第 10 条）
- (3) 多頭飼養に関する届出（第 11 条、第 12 条）
- (4) 特定動物の逸走時の措置（第 13 条）
- (5) 事故が発生したときの措置及び届出（第 14 条）

7 立入検査（第 17 条）

次の事項に対し、県が条例に基づく立入検査を行うことを規定しています。

- (1) 動物の所有者等の遵守事項（第 9 条（第 3 項を除く））
- (2) 多頭飼養に関する届出（第 11 条、第 12 条）
- (3) 特定動物の逸走時の措置（第 13 条）
- (4) 事故が発生したときの措置及び届出（第 14 条）

8 動物愛護管理員（第 18 条）

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物愛護管理員について規定しています。なお、条例で動物愛護管理員の規定を設けたことから、「沖縄県動物愛護管理員設置条例」は廃止しています。

9 規則への委任（第 21 条）

条例の施行に関し、必要な事項等を「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」で定めることを規定しています。

10 罰則規定（第 22 条及び第 23 条）

特定動物の逸走時の通報及び措置（第 13 条）や特定動物による事故が発生したときの措置及び届出（第 14 条）、県による立入検査（第 17 条）の実効性を確保するため規定しています。

11 過料（第 24 条）

多頭飼養等の届出（第 11 条）及び、変更（廃止）の届出（第 12 条）の実効性の確保及び多頭飼養状況を正確に把握するため、届出をしなかった者及び虚偽の報告をした者について過料を規定しています。

【お問い合わせ先】

沖縄県環境部自然保護課

住所：沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

電話：098-866-2243

メールアドレス：aa039004@pref.okinawa.lg.jp